

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	平成30年度由良川綾部地区樋門操作委託業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 福知山河川国道事務所長 国土交通技官 久内 伸夫 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14
契約締結日	平成30年 4月 2日
契約の相手方の氏名及び住所	綾部市長 綾部市若竹町8-1
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥933,120-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	-
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、由良川水系由良川栗樋門及び荒倉川樋門における施設操作を実施するものである。</p> <p>河川管理施設の施設操作については、河川法第99条の規定に基づき、関係地方公共団体に委託することができる。栗樋門は、その操作を行う影響が、綾部市の区域に限られるため、平成4年3月31日、委託者近畿地方建設局定道成美を甲とし、受託者綾部市谷口昭二を乙として、操作委託協定を締結している。</p> <p>又、荒倉川樋門は、その操作を行う影響が、綾部市の区域に限られるため、平成13年7月23日、近畿地方整備局藤芳素生を甲とし、受託者綾部市四方八州男を乙として、操作委託協定を締結している。</p> <p>以上のことから、本業務を履行できるのは、唯一、綾部市であるので随意契約を行うものである。</p>
備 考	